

(平成22年11月10日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	20 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	15 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	25 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	21 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年10月から49年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和19年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年10月から49年9月まで

私は、昭和47年にA市からB市に転居し、49年9月まで私の実家に夫婦で同居していた。その際に母が私の将来のことを思って、その当時国民年金保険料を集金していた婦人会に、申立期間の保険料を納付してくれた。同年10月に実家を離れて同市C区に転居したが、その時からしばらくの間は保険料を納付していなかった。

今回、申立期間が未加入期間とされていたので、年金事務所で納付記録を照会したところ、申立期間については国民年金保険料が納付されていることは確認できるものの、任意加入被保険者資格を喪失した後の未加入期間の納付であることから、納付済期間としては認められず、保険料を還付するとのことであった。

しかし、資格喪失届を出した後に保険料の納付を続けることは考えられないので、保険料の還付ではなく保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

特殊台帳では、申立期間の国民年金保険料は納付済みとされ、還付された形跡は見当たらないところ、D年金事務所では、オンライン記録及び同台帳の資格得喪欄に、申立人が昭和47年10月1日に国民年金任意加入被保険者資格を喪失している記録があることから、申立期間の保険料については、還付を行う旨の決議を行っている。

しかしながら、昭和47年10月1日に国民年金任意加入被保険者の資格を喪失しているにもかかわらず、喪失後の昭和48年度及び49年度の国民年金保険料の納付書が申立人に発行されることは考え難い上、特殊台帳に記載された

同被保険者資格の喪失日の上にはゴム印が押され、年月日を明確に判読することが困難であること、及び申立人は 49 年 10 月に B 市 E 区（現在は、同市 F 区）の実家から同市 C 区に転居し、しばらくの間は保険料を納付していなかったと供述していることなどを踏まえると、申立人が資格喪失日に係る記録事務に過誤があった可能性は否定できず、申立期間は国民年金の任意加入被保険者期間であり、保険料が納付されていたものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 40 年 4 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 4 月から 41 年 3 月まで

私は、昭和 39 年 10 月に結婚し、夫と共に家業を営んでいた。結婚当初は年金とは無縁であると思い、国民年金には加入していなかったが、お客さんと年金の話をしているうちに、将来のことを考えると国民年金に加入した方が良いと思い、夫婦二人分の国民年金保険料を自宅に来る集金人に納付していた。

申立期間について、夫は国民年金保険料が納付済みとされているのに、私は未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 41 年 4 月に払い出されており、同年同月から申立人が 60 歳に到達する平成 16 年まで、申立期間を除く国民年金保険料の未納は無く、申立人の保険料の納付意識の高さがうかがえる。

また、国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の国民年金保険料は現年度納付することが可能である上、申立人及びその夫が所持する国民年金手帳において保険料の納付日が確認できる期間については、ほぼ一日に保険料が納付されていることから、申立期間当時の申立人及びその夫の納付行動は同一であったと推認されることから、申立人の夫は申立期間の保険料が納付済みとされていることから、申立人についても申立期間の保険料が納付されていたものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 4 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 4 月から 53 年 3 月まで
年金記録を確認したところ、申立期間の国民年金保険料が未納となっていることを知った。昭和 53 年 3 月ごろに A 市 B 区役所で国民年金の加入手続を行った際、職員から過去 2 年間の保険料をさかのぼって納付できると聞いたので、納付書をもって一括して保険料を納付した記憶がある。
申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 53 年 3 月ごろに A 市 B 区役所で国民年金に加入し、国民年金保険料を 2 年間さかのぼって納付したと供述しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、同年 3 月 1 日に同市同区において払い出されていることが確認できるとともに、この時点では、申立期間は現年度納付することが可能な期間である。

また、申立人は、昭和 53 年 3 月 13 日に、この時点で最大限さかのぼって納付することが可能な 51 年 1 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料を過年度納付していることが確認できることから、その直後の現年度納付となる申立期間についても、併せて納付していたものと考えるのが自然である。

さらに、申立人は、当時の国民年金保険料を金融機関において納付したと供述しており、申立人が納付したとしている額は、既に納付済みとされている前述の期間及び申立期間の保険料総額とおおむね合致する。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 1 月から同年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 1 月から同年 5 月まで

昭和 53 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、社会保険事務所（当時）から納付書が送られてきたので、同年 7 月 28 日に A 郵便局で納付し、同年 4 月及び同年 5 月の国民年金保険料については、同年 7 月 3 日に市役所から依頼された集金人に自宅で同年 6 月の国民年金保険料と同時に納付した。

還付された記憶は無いので、申立期間の納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する領収書により、申立期間の国民年金保険料を納付していたことが確認できるものの、国民年金保険料還付整理簿により、申立人の昭和 53 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料が 54 年 3 月 27 日に還付されていることが確認でき、B 市 C 区役所作成の国民年金被保険者名簿により、53 年 4 月及び同年 5 月の国民年金保険料が同年 7 月及び同年 8 月の国民年金保険料に充当されていることが確認できる。

しかしながら、申立人は、昭和 53 年 1 月 26 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることから、申立期間を含む同年 1 月 26 日から同年 6 月 * 日に婚姻するまでの期間は国民年金の強制加入被保険者期間であり、B 市 C 区役所及び社会保険事務所が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付不要とする合理的な理由は無いことから、申立期間については、国民年金の強制加入被保険者として加入申出があったにもかかわらず、適正な事務処理がなされていなかったものと推認され、申立期間について一度納付された国民年金保険料を還付又は充当することは適正な事務処理とは言い難く、納付された国民年金保険料が還付又は充当される前は納付済期間となっていたことから、申立期間の保険料が納付されたものとするのが相当である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年4月から53年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月から53年6月まで

私は、専門学校を卒業した時、すぐには国民年金に加入していなかったが、昭和53年ごろ父が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を52年4月までさかのぼって納付してくれた。

社会保険事務所（当時）に国民年金の納付記録を確認したところ、申立期間の国民年金保険料は未納と記録されているとの回答であったが、A県B町（現在は、C市）役場が発行した「国民年金保険料納付状況等証明」には、昭和52年4月から55年9月までの保険料は納付済みと記載されており、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持するB町長名で発行された「国民年金保険料納付状況等証明」により、申立期間の国民年金保険料が納付済みと記載されていることが確認できるところ、当該証明書について、C市役所では、「旧B町役場が町民から転出届が提出された際に、国民年金被保険者名簿により国民年金保険料の納付状況を確認し、転出先市町村へ納付状況の提供を兼ねて交付していたもので、旧B町役場が発行したものに間違いはない。」と回答している。

また、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している上、申立人の保険料を納付したとする申立人の父親は、昭和36年4月から60歳に到達した57年*月までの期間について、申立期間を含め、国民年金保険料をすべて納付しており、46年4月以降は付加保険料を納付しているなど、申立人及びその父親の国民年金保険料の納付意識の高さがうかがえる。

さらに、申立人の転居地のA県D町役場が保管する申立人の国民年金被保険者名簿により、申立期間の国民年金保険料は納付済みと記録されていることが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間については、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年10月1日から59年10月1日まで

A社B支店に勤務していた申立期間に係る標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違しているので、申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の標準報酬月額については、申立人が提出した昭和58年10月から59年9月までの期間に係る給与明細書において確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から判断すると、申立人は、申立期間において、オンライン記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額より多い保険料額を給与から控除されていることが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間における標準報酬月額については、30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の標準報酬月額に係る事務手続に誤りがあったのでは

ないかと思われると回答していることから、事業主は、給与明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間については、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を11万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 4 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

A社（現在は、B社）に勤務していた申立期間に係る標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違しているので、申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の標準報酬月額については、B社が提出した平成 18 年 4 月から同年 8 月までの期間に係る基準給与簿において確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から判断すると、申立人は、申立期間において、オンライン記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額より多い保険料額を給与から控除されていることが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間における標準報酬月額については、11万円とすることが妥当である。

なお、事業主が当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務

務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を平成17年12月22日は30万円、18年8月10日は30万円、同年12月22日は30万円とすることが必要である

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和32年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成17年12月22日
② 平成18年8月10日
③ 平成18年12月22日

A社から支給されたすべての申立期間に係る賞与から当該賞与額に見合う厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているので、すべての申立期間について、年金額の計算の基礎となる標準賞与額の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した平成17年12月22日、18年8月10日及び同年12月22日に係る賞与明細一覧表から判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の標準賞与額については、平成17年12月22日は30万円、18年8月10日は30万円、同年12月22日は30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録から、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年7月27日に、事業主は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に

ついて届出を行っていなかったことを認めた上で、申立てに係る賞与支払届を提出していることが確認できることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を平成17年12月22日は5万円、18年8月10日は1万円、同年12月22日は3万円とすることが必要である

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月22日
② 平成18年8月10日
③ 平成18年12月22日

A社から支給されたすべての申立期間に係る賞与から当該賞与額に見合う厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているので、すべての申立期間について、年金額の計算の基礎となる標準賞与額の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した平成17年12月22日、18年8月10日及び同年12月22日に係る賞与明細一覧表から判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の標準賞与額については、平成17年12月22日は5万円、18年8月10日は1万円、同年12月22日は3万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録から、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年7月27日に、事業主は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に

ついて届出を行っていなかったことを認めた上で、申立てに係る賞与支払届を提出していることが確認できることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を平成17年12月22日は5万円、18年8月10日は2万円とすることが必要である

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月22日
② 平成18年8月10日

A社から支給された両申立期間に係る賞与から当該賞与額に見合う厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているので、両申立期間について、年金額の計算の基礎となる標準賞与額の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した平成17年12月22日及び18年8月10日に係る賞与明細一覧表から判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の標準賞与額については、平成17年12月22日は5万円、18年8月10日は2万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録から、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年7月27日に、事業主は、申立人の申立期間に係る標準賞与額について届出を行っていなかったことを認めた上で、申立てに係る賞与支払届を提出していることが確認できることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成18年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を62万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年3月31日から同年4月1日まで

A社から同社の関連会社であるB社に異動した際の申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。申立期間において継続して勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、A社及びB社の関連事業所であるC社が提出した申立人の職員調書、並びに申立人が提出した平成18年3月の給与明細書から判断すると、申立人がA社及び同社の関連会社であるB社に継続して勤務し（平成18年4月1日にA社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成18年3月の給与明細書及び申立人のA社における同年2月のオンライン記録から、62万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日について誤った日付で届出を行ったことを認めている上、健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届においても、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は平成18年3月31日と記載されていることが確認できることから、社会保険事務所

（当時）の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を24万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和37年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年8月1日から7年6月16日まで

年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、A社に勤務していた申立期間に係る標準報酬月額が、同社を退職後に24万円から20万円に引き下げられていることが分かった。

申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人のA社における申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、24万円と記録されていたが、申立人が申立事業所を退職した約3か月後の平成7年9月22日付けで、厚生年金保険被保険者資格の取得日である6年8月1日にさかのぼって20万円に引き下げられていることが確認できる上、申立事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる9人についても、申立人と同様に標準報酬月額が7年9月22日付けでさかのぼって引き下げられていることが確認できる。

また、雇用保険の被保険者記録により、A社における申立人の雇入時の賃金は23万9,000円であることが確認でき、当該賃金は前述のオンライン記録に当初記録されている標準報酬月額とほぼ符合したものとなっている上、申立事業所の社会保険事務を受託している社会保険労務士事務所が保管する事業所台帳により、申立期間当時、申立人に係る標準報酬月額は24万円と記録されていることが確認でき、当該記録はオンライン記録の当初の記録とも符合している。

さらに、前述の9人のうち1人が提出した申立期間当時の給与明細書に記載されている厚生年金保険料に見合う標準報酬月額は、平成7年9月22日付

けでさかのぼって訂正する以前の標準報酬月額と一致している。

加えて、申立人及び複数の同僚は、当時、申立事業所の経営状況が悪かったことを供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような処理を行う合理的な理由は無く、申立人の申立期間の標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は事業主が社会保険事務所に当初届け出た 24 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和19年10月1日、資格喪失日は21年1月30日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和15年4月1日から21年4月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、A社に在籍していた申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録が無い旨の回答を受けた。

昭和15年4月にA社B支店に入社し、応召期間を経て21年2月ごろに復員した後、同年4月にC社に勤務するまでの期間において、A社に継続して在籍していたはずであるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）では、申立期間のA社における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿でも、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和21年4月1日となっており、申立期間における申立人の被保険者記録は確認できない。

しかしながら、終戦当時の履歴証明事務を所管するD県担当課が提出した申立人に係る「軍兵籍」により、申立人は、昭和17年1月10日に召集され、数度の転属を経て21年1月30日に召集解除となったことが確認できる上、申立人が保管していた、当時のA社本店人事部が申立人あてに送付した手紙では、申立人の応召期間に係る給与の未払等に関する経過説明が記述されて

いること、及び申立人が記憶している、当時の同社における勤務実態から召集に至るまでの詳細な供述から判断すると、申立人は、少なくとも昭和 16 年 12 月より以前から 21 年 1 月 30 日までの期間について、申立事業所に継続して在籍するとともに、17 年 1 月 10 日から 21 年 1 月 30 日までの期間において兵役に就いていたことが認められる。

また、当時の A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者で、E 国各地において兵役に就いていたとする 5 人のうち、日本国内で同社に採用され、転勤による海外赴任中に召集されたとする 4 人は、いずれも「召集されていた期間は、A 社本店人事部付とされ、応召期間中の給与については、日本国内の留守宅等に送金されており、厚生年金保険にも加入していた。」と供述している上、申立人と同様に同社の海外支店で採用され、在勤中に召集されたとする一人は、「私は E 国 F 職業学校を卒業後、昭和 19 年 3 月に召集されるまでの期間については、A 社 G 支店 H 出張所に勤務していたが、応召期間中は同社本店人事部付となり、給与は同社本店において I 県の実家に送金されており、厚生年金保険にも加入していた。」と供述していることから判断すると、当時、同社では、応召期間中の従業員を、同社本店に所属する者として給与を支給し、厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていたことがうかがえる。

さらに、当時の厚生年金保険法第 59 条の 2 では、昭和 19 年 10 月 1 日から 22 年 5 月 2 日までの期間において被保険者が陸海軍に徴集又は召集された期間については、その厚生年金保険料を被保険者及び事業主共に全額を免除し、被保険者期間として算入する旨規定されている。

したがって、申立人が召集されていた期間については、仮に被保険者としての届出が行われておらず、厚生年金保険法第 75 条本文の規定による、時効によって消滅した保険料に係る期間であっても、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とすべきものであると考えられる。

以上のことから、申立人の資格取得日は、申立事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当することになり厚生年金保険料の控除が開始された昭和 19 年 10 月 1 日、資格喪失日は軍兵籍の召集解除日（除隊）である 21 年 1 月 30 日とすることが妥当である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和 44 年法律第 78 号）附則第 3 条の規定に準じ、1 万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和 15 年 4 月 1 日から昭和 16 年 12 月までの期間については、事業主及び同僚から、申立人の A 社における入社時期について特定できる関連資料及び供述を得ることができず、当該期間における勤務実態を確認することができない。

また、申立期間のうち、昭和 16 年 12 月から 19 年 6 月 1 日までの期間につ

いては、厚生年金保険法の前身である労働者年金保険法が 17 年 1 月に施行された後、適用準備期間を経て同年 6 月から保険料の徴収が開始されているが、同法における被保険者は、一定の業種の事業所に使用される男子労働者（一般職員除く。）と定められており、一般職員である事務職員の申立人は対象ではない。

さらに、申立期間のうち、昭和 19 年 6 月 1 日から同年 9 月 30 日までの期間については、厚生年金保険法が同年 6 月に施行された後、同法の適用準備期間として、厚生年金保険の被保険者期間に算入しない期間であり、厚生年金保険料の徴収は同年 10 月から開始することが定められていることから、申立人は、当該期間において、厚生年金保険の被保険者であったとは考え難い。

加えて、申立期間のうち、昭和 21 年 1 月 30 日から同年 4 月 1 日までの期間については、申立人は、帰国後、同社の業務には従事しておらず、給与も受領した記憶が無いと供述している上、申立人と同様に E 国各地において兵役に就いていたとする前述の 5 人は、いずれも終戦後に帰国して A 社から同社の関連会社に仕事を紹介されて勤務するまでの期間について、厚生年金保険の被保険者記録が無い期間があると供述していることから判断すると、当時、同社では、帰国後に召集解除（除隊）がなされた従業員について必ずしも厚生年金保険に継続して加入させる取扱いを行っていたとは限らない事情がうかがえる。

また、申立人が、申立期間のうち昭和 21 年 1 月 30 日から同年 4 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち昭和 15 年 4 月 1 日から 19 年 9 月 30 日までの期間及び 21 年 1 月 30 日から同年 4 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

- 1 申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和25年2月5日、資格喪失日に係る記録を26年5月1日とし、申立期間①の標準報酬月額を5,000円とする必要がある。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における資格取得日を昭和28年11月1日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を6,000円とする必要がある。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

- 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年2月5日から26年5月1日まで
② 昭和28年11月1日から同年12月1日まで

昭和25年2月5日にA社C事業所に入社し、同社C事業所の年金事務担当者に、以前に勤務していた事業所の厚生年金保険被保険者証を手渡した記憶があり、厚生年金保険料が給与から控除されていたと思う。

A社C事業所は、昭和26年5月に同社から独立し、新会社設立によりD社と名称変更されたので、申立期間①については、A社において厚生年金保険に加入していたと思う。

また、昭和28年11月にD社からB社に転勤したが、同社における厚生年金保険被保険者資格の取得日は同年12月1日となっており、申立期間②に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、A社及びA社等の関連グループの社会保険事務を引き継ぎ、一括処理しているE社が提出した人事台帳から判断すると、申立人が昭和25年2月5日にA社C事業所に入社し、申立期間①において継続して勤務していたことが認められる。

また、適用事業所名簿によると、A社C事業所は厚生年金保険の適用事業所に該当しておらず、D社は昭和26年5月1日に新たに厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①においてA社C事業所及びD社は厚生年金保険の適用事業所として確認できないものの、E社は、「当時、A社C事業所はA社の所属であり、同社C事業所の従業員は、A社において厚生年金保険に加入させる取扱いであった。申立人は同社の正社員であったことから、同社において厚生年金保険に加入し、給与から厚生年金保険料を控除していたと思われる。」と回答している。

さらに、申立人がA社C事業所の入社時に在籍していたとして名前を挙げた同僚6人は、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、いずれも同社が厚生年金保険の適用事業所に該当することになった昭和26年5月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できるとともに、このうち5人は、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、D社が厚生年金保険の適用事業所に該当するまでの期間について、A社において被保険者記録が確認できる。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人と同一職種の同僚に係る昭和25年2月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立内容の根拠となる資料が保管されていないので不明としているが、A社に係る健康保険厚生年金被保険者名簿には申立人の名前は確認できず、同社の事業主が申立てどおりに申立人に係る被保険者資格取得届及び喪失届を提出したにもかかわらず、社会保険事務所（当時）が被保険者資格の取得及び喪失のいずれの機会においてもこれを記録しないとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所への資格の取得及び喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和25年2月から26年4月までの期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②については、雇用保険の被保険者記録及びE社が提出した人事台帳から判断すると、申立人がD社及び同社の関連会社であるB社に継続して勤務し（昭和28年11月1日にD社からB社に異動）、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のB社に係る昭和28年12月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は申立内容の根拠となる資料が保管されていないので不明としており、このほかに、確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成10年12月1日から20年1月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を10年12月から11年3月までは34万円、同年4月から同年7月までは36万円、同年8月から12年4月までは32万円、同年5月から同年7月までは34万円、同年8月から13年2月までは36万円、同年3月は44万円、同年4月は36万円、同年5月から14年7月までは38万円、同年8月及び同年9月は36万円、同年10月及び同年11月は34万円、同年12月から15年6月までは36万円、同年7月から16年1月までは34万円、同年2月から19年3月までは36万円、同年4月から同年12月までは41万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年11月16日から20年1月21日まで
年金事務所に標準報酬月額の記録を照会したところ、A社に勤務していた申立期間に係る標準報酬月額が、実際に支給されていた給与支給総額より低い金額で記録されていることが分かった。

申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成10年12月1日から20年1月1日までの期間に係る標準報酬月額については、申立人が提出した給与明細書及び預金取引明細記録並びにA社が提出した貸金台帳等において確認又は推認できる報酬月額及び保険料控除額から判断すると、申立人は、当該期間において、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える保険料額を給与から

控除されていることが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、平成10年12月から11年3月までは34万円、同年4月から7月までは36万円、同年8月から12年4月までは32万円、同年5月から同年7月までは34万円、同年8月から13年2月までは36万円、同年3月は44万円、同年4月は36万円、同年5月から14年7月までは38万円、同年8月及び同年9月は36万円、同年10月及び同年11月は34万円、同年12月から15年6月までは36万円、同年7月から16年1月までは34万円、同年2月から19年3月までは36万円、同年4月から同年12月までは41万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険料額の算出及び控除について誤りを認めている上、当該事業所が提出した申立人に係る賃金台帳等により確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録上の標準報酬月額が当該期間のすべての期間について一致していないことから判断すると、事業主は賃金台帳等で確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成10年11月に係る標準報酬月額については、前述の預金取引明細書において推認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を超えていないことが認められることから、記録を訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成12年5月から同年9月までの期間及び15年4月から同年6月までの期間に係る標準報酬月額については、12年5月から同年8月までは15万円、同年9月は16万円、15年4月から同年6月までは18万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年1月4日から20年2月1日まで

A社に勤務していた申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に支給されていた給与額に見合う標準報酬月額より低い金額で記録されている。申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間のうち、平成12年5月から同年9月までの期間及び15年4月から同年6月までの期間に係る標準報酬月額については、A社が年金事務所の事業所調査において、給料支払明細書（事業所控）に基づき記載し、提出したとする厚生年金保険標準報酬月額調査確認票により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料の控除額から判断すると、申立人は当該期間において、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を上回る保険料額を給与から控除されていることが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間のうち、平成 12 年 5 月から同年 9 月までの期間及び 15 年 4 月から同年 6 月までの期間の標準報酬月額については、12 年 5 月から同年 8 月までは 15 万円、同年 9 月は 16 万円、15 年 4 月から同年 6 月までは 18 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は「当時の関連資料が無いため詳細は不明であるが、社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額に基づき、厚生年金保険料を控除し、納付していたと思われるが、当該期間については、誤った厚生年金保険料を控除していたものと思われる。」と回答していることから、事業主は、前述の厚生年金保険標準報酬月額調査確認票により確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成 7 年 1 月から 12 年 4 月までの期間、同年 10 月から 15 年 3 月までの期間及び同年 7 月から 20 年 1 月までの期間に係る標準報酬月額については、申立人が所持する 17 年 9 月から同年 11 月までの期間及び 18 年 1 月から 20 年 1 月までの期間の給料支払明細書、申立事業所が保管する 18 年分、19 年分及び 20 年分の所得税源泉徴収簿兼賃金台帳、並びに申立期間に係る厚生年金保険標準報酬月額調査確認票により、当該期間における給与の総支給額は、申立人に係るオンライン記録の標準報酬月額を上回るものの、上記の給料支払明細書、所得税源泉徴収簿兼賃金台帳及び厚生年金保険標準報酬月額調査確認票により確認できる厚生年金保険料の控除額は、いずれもオンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除額と一致することが確認できることから、記録を訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C営業所における資格喪失日に係る記録を昭和33年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年10月31日から同年11月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録について照会したところ、申立期間の被保険者記録が無いことが分かった。

昭和26年2月にA社に入社し、45年4月に退職するまでの期間について同社の各営業所間における異動はあったものの継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、B社が提出した申立人に係る退職者カードの記録、及び同社の回答から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和33年11月1日にA社C営業所から同社D営業所へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C営業所における昭和33年9月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「当時の資料が保管されておらず不明であるが、厚生年金保険被保険者資格の喪失日を昭和33年11月1日とすべきところ、当時の事務担当者が誤って同年10月31日と届け出たと考えられる。」と回答していることから、事業主が昭和33年10月31日を資格喪失日として届け、その結果、社

会保険事務所（当時）は申立人に係る同年 10 月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格取得日に係る記録を昭和47年7月1日、資格喪失日に係る記録を同年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年7月1日から同年8月1日まで

昭和47年7月1日付けで、A社D工場から同社E工場（現在は、F社G工場）に転勤したが、申立期間における厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

A社において配給業務に従事し、継続して勤務していたことに間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、B社の回答及びA社E工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚の供述から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（A社D工場から同社E工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、適用事業所名簿によれば、A社E工場が厚生年金保険の適用事業所に該当することになったのは、昭和47年7月12日であることが確認できるところ、前述の被保険者名簿により、同日に同社E工場において厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚23人について、同資格を取得する直前は、同社C工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、同社C工場において厚生年金保険の被保険者記録が確認できるとともに、複数の同僚及び事業主の回答か

ら判断すると、申立期間当時、同社E工場に配属された従業員については、同社C工場において包括的に厚生年金保険に加入させる取扱いであったことが推認できる。

したがって、A社E工場における勤務実態についての申立人の詳細な供述及び同僚の供述、並びに前述の被保険者名簿により申立人が同社E工場で昭和47年8月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得していることから判断すると、申立人は、同年7月1日に同社C工場で厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年8月1日に同社C工場で同資格を喪失したと推認される。

また、申立期間の標準報酬月額については、前記の同僚のうち、昭和47年4月1日以降にA社C工場で厚生年金保険被保険者の資格を取得している同僚の記録、及び申立人の同社D工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の同年6月の記録から判断すると、7万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は「確認できる関連資料が無いため不明である。」と回答しているが、仮に事業主から申立人に係る申立てどおりの被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるところ、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所に被保険者資格の取得及び喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和47年7月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格喪失日に係る記録及び同社C事務所における資格取得日に係る記録を昭和32年4月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年6月1日から32年10月1日まで

昭和27年4月にA社に入社し、50年6月に同社を退職するまでの期間において継続して勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持するA社の社内報により、申立人が昭和42年11月23日に「満15年永年勤続者」として表彰されていることが確認できること、事業主の代理人からの回答、並びに同社B事業所及び同社C事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚の供述から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（A社B事業所から同社D事務所に異動し、その後同社D事務所から同社C事務所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、前述のA社B事業所及び同社C事務所に係る被保険者名簿により、申立人は、昭和31年6月1日に同社B事業所において厚生年金保険被保険者の資格を喪失し、32年10月1日に同社C事務所において同資格を再度取得していることが確認できるものの、オンライン記録によれば、申立期間における被保険者記録は確認できない上、申立人が同社B事業所から異動したとする同社D事務所は厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できない。

しかしながら、A社では、i) 適用事業所名簿において、A社C事務所が

厚生年金保険の適用事業所に該当することになったのは、昭和32年4月20日であることが確認できるところ、同日付で、同社C事務所以外の事業所で厚生年金保険被保険者の資格を喪失し、同社C事務所において被保険者資格を取得している者が41人確認できること、ii) 前述の被保険者名簿に記録のある者に聴取した結果、「期間は憶えていないが、申立人がA社D事務所に勤務していた記憶はある。私自身は、同社E事務所で事務員として業務に従事していた。」、「私は、A社C事務所で勤務する前は同社F事務所に勤務していた。当時、従業員は社会保険に加入していた。」との供述が得られ、オンライン記録によれば、同社E事務所及び同社F事務所は、ともに厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できないものの、前述の同社B事業所及び同社C事務所に係る被保険者名簿において、以前の事業所が同社E事務所であったとする者、及び以前の事業所が同社F事務所であったとする者は、いずれも申立期間のうち、同日までの期間において同社B事業所で、同日以降の期間について同社C事務所で厚生年金保険の被保険者記録が確認できること、iii) 事業主の代理人は、「従来の運営は、当社の各現場で行っていたようであったが、その後、時期ははっきりしないが、当社本社の機能が同社C事務所に移管されたと思う。」と供述していることなどから判断すると、当時、申立事業所では、配属先の事業所が厚生年金保険の適用事業所でなかった場合は、適用事業所に該当していた同社の関連事業所において包括的に厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていたことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和31年5月の記録、及び同社C事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の32年10月の記録から判断すると、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主の代理人は、「当時の根拠となる資料等が無いので、不明である。」と回答しているが、事業主から申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和31年6月から32年9月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後、納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）C支店における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和21年4月16日、資格喪失日は24年2月22日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和21年4月から22年5月までは240円、同年6月から23年7月までは600円、同年8月から同年11月までは2,700円、同年12月から24年1月までは4,800円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年4月16日から24年2月22日まで

D学校（現在は、E高等学校）を卒業後、昭和21年4月16日にA社に入社し、すぐに同社C支店に配属され、24年2月21日に退職するまでの期間において勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

同社に勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社は、「人事記録表によると、申立人は、昭和21年4月16日にA社に入社し、24年2月21日に退職していることが確認できる。」と回答していることから、申立人が、申立期間において、A社に勤務していたことが認められる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人と同姓同名で生年月日が一致し、基礎年金番号に統合されていない厚生年金保険の被保険者記録（資格取得日は記載されておらず、資格喪失日は「23.12.○（日は判読できない。）」と記載されている。）が確認できる。

さらに、B社は、「申立人は正社員であり、出納業務に従事していた。当時、正社員については、入社と同時に厚生年金保険被保険者資格の取得届を行い、

給与から厚生年金保険料を控除していたはずである。」と回答していることなどから、当該厚生年金保険の被保険者記録は申立人の記録に相違ないと判断できる。

加えて、前述の被保険者名簿において、申立人に係る資格取得日が記載されていないところ、申立人が名前を挙げた、当該被保険者名簿に厚生年金保険の被保険者記録（資格取得日の記載は無い。）が確認できる二人の同僚の被保険者資格取得日については、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の記録により、申立人が、自身が勤務を開始する時期より以前からA社C支店に勤務していたとする一人は昭和21年4月1日、申立人が、自身が同社C支店に配属された後に勤務を開始したとする他の一人は22年3月1日であることが確認できることなどから判断すると、申立人は、21年4月16日にA社に入社し、事業主により、同日から、厚生年金保険料が控除されていたことが認められる。

また、一方、前述の被保険者名簿において、申立人に係る資格喪失日は「23.12.○（日は判読できない。）」と記載されているところ、i）当該被保険者名簿において、申立人は、昭和23年8月の厚生年金保険法改正による標準報酬月額等級表の改定に伴い、標準報酬月額が変更されていることが確認できること、ii）当該資格喪失日に係る記録はいったん記載した日付を訂正しているなど不自然な形跡がうかがえること、iii）前述の人事記録表及びB社の回答内容から判断すると、申立人は、24年2月21日にA社C支店を退職するまでの期間において、給与から厚生年金保険料が控除されていたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和21年4月16日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、24年2月22日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、今回統合する申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録及び同僚に係る厚生年金保険被保険者台帳の記録などから、昭和21年4月から22年5月までは240円、同年6月から23年7月までは600円、同年8月から同年11月までは2,700円、同年12月から24年1月までは4,800円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の平成 13 年 1 月から 15 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 1 月から 15 年 3 月まで

申立期間当時、私は会社を辞め、教員採用試験に合格するための学校に通っていた。その間、A 市 B 区役所の窓口で国民年金保険料を納付していた記憶がある。領収書は、結婚して家を出る際に処分したことを憶えている。申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録の基礎年金番号情報照会回答票によれば、申立人は平成 13 年 1 月 10 日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失し、国民年金第 1 号被保険者の資格を取得する手続が必要であったにもかかわらず、資格取得の手続がなされなかったため、14 年 8 月 27 日までに 2 回の資格取得の勧奨が行われ、最終的に未適用に終わったと記録されていることから、申立人は申立期間について国民年金に未加入であり、国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立人が所持している年金手帳の国民年金の記録欄には、平成 7 年 8 月 18 日に初めて被保険者となった日のみが記載されており、その後の被保険者資格の取得及び喪失についての記載が見られないことから、13 年 1 月に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した際に、国民年金第 2 号被保険者から第 1 号被保険者への種別変更の届出は行われなかったものと考えられる上、申立人は、申立期間の国民年金保険料を A 市 B 区役所の窓口で納付したと供述しているところ、申立期間当時、同区役所年金担当課の窓口では、保険料の収納は行われていないなど、種別変更の届出や保険料の納付についての申立人の記憶は定かではない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関

連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福岡国民年金 事案 2176

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年8月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年8月から50年3月まで
アルバイト先の郵便局の同僚及び両親から国民年金の加入を勧められたため、A市役所において国民年金の加入手続を行い、同市役所で国民年金保険料を納付した記憶があるので、申立期間の納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人については、基礎年金番号が導入された平成9年1月1日に基礎年金番号が付番されているものの、それ以前に申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない上、申立人が国民年金保険料を納付していたとするA市役所における申立人に係る国民年金被保険者名簿及び年金事務所における申立人に係る国民年金被保険者台帳も見当たらず、申立人の申立期間に係る国民年金に関する記録が確認できないことから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福岡国民年金 事案 2177

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年6月から49年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年6月から49年8月まで

昭和48年7月に結婚して国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の国民健康保険料及び国民年金保険料を毎月集金人に支払っていた。生活が苦しかったため、集金人に「国民年金を辞めたい。」と言ったところ、集金人から「国民年金を辞めると、国民健康保険も辞めなくてはいけなくなりますよ。」と言われた。

国民健康保険を継続するため、きちんと国民年金保険料を納付していたのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年1月14日に払い出されていたことが確認でき、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、A市B区役所が保管する申立人の国民年金被保険者名簿及び申立人が所持する年金手帳により、申立人は、同年1月21日に国民年金任意加入の被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人は、結婚してから夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた旨を申し立てているが、国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の夫の国民年金手帳記号番号は、昭和55年10月23日に払い出されていたことが確認でき、申立人の夫に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立人の夫は、申立期間は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することはできなかったものと考え

えられ、申立内容と符合しない。

さらに、申立人は、国民年金保険料を集金人に毎月支払っていたと主張しているが、申立期間当時、A市では、集金嘱託員が年4回各戸を訪問し、国民年金保険料を受領する取扱いであったとしているところ、申立人が所持する年金手帳に添付されている領収書により、A市B区役所においては、少なくとも昭和58年6月までは3か月を1期とする国民年金保険料の徴収方式であったことが確認できる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年6月から49年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年6月から49年8月まで

申立期間の前半の期間については、母と一緒に住んでいた時に、母が私の国民年金の加入手続を行い、国民健康保険料及び国民年金保険料を母に預けて代理で納付してもらっていた。

また、申立期間の後半の期間については、昭和48年7月に結婚して、国民年金保険料の納付は妻に任せていたのではっきりと分からないが、妻が「生活が苦しいのに国民健康保険料と国民年金保険料を二人分払わなくてはいけない。」と言っていたことだけは憶えており、妻が集金人にこれらの保険料を納付していた。

申立期間の国民年金保険料を納付していたことは間違いないので、国民年金保険料を納付していたものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和55年10月23日に払い出されていることが確認でき、この時点では、申立期間は時効により国民年金保険料を納付することができない上、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立期間のうち、昭和47年6月から48年5月までの期間については、申立人は、申立人の母親が申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を代理で納付していたと主張しているが、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとする申立人の母親からは、高齢のため供述を得ることができず、国民年金保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立期間のうち、昭和48年6月から49年8月までの期間につい

ては、申立人は、申立人の妻が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた旨を申し立てているが、国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の妻の国民年金手帳記号番号は、昭和51年1月14日に払い出されていることが確認でき、申立人の妻に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、A市B区役所が保管する申立人の妻の国民年金被保険者名簿及び申立人の妻が所持する年金手帳により、申立人の妻は、同年1月21日に国民年金任意加入の被保険者資格を取得していることが確認できることから、当該期間は国民年金の未加入期間であり、申立人の妻は、国民年金保険料を納付することはできなかつたものと考えられ、申立内容と符合しない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 12 月から 54 年 10 月まで
② 昭和 54 年 11 月から 57 年 12 月まで

A社（日本）から写真製版等の担当として外国所在の同社B支社に派遣されていた申立期間①、及び同社からC社に派遣されていた申立期間②に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。両申立期間においてA社から給与が引き続き支払われていたので、両申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、申立期間①については、A社が申立人に対して交付した給与証明書により、申立人に給与が支給されていたことが確認できることから判断すると、申立期間①において申立人が申立事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社では、「申立人に係る関連資料は保存しておらず、申立内容を確認できない。C社は当社の関係会社であるが、日本国内に法人としては存在しない。」と回答している。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、両申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚3人に聴取したところ、うち二人は、「当時、海外赴任した場合の厚生年金保険の加入状況については、分からない。」、残りの一人は、「申立人の名前に記憶がある。私の場合も、申立事業所に勤務していた期間のうち、厚生年金保険の被保険者記録が無い期間がある。当時、申立事業所では、勤務していたすべての期間について厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったため、ほとんどの場合、厚生年金保険に加入していたとしても短期間であったはずである。」と供述しているほか、

申立人と同日の昭和 50 年 7 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得しているすべての同僚が、2 年以内に同資格を喪失していることが確認できることから判断すると、当時、申立事業所では、従業員について、必ずしも勤務していたすべての期間について厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

さらに、前述の被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は昭和 51 年 12 月 21 日となっており、オンライン記録と一致していることが確認できる。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年10月1日から25年5月31日まで

A社に勤務していた申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。私の夫が記載した当時のメモ書きによれば、昭和20年10月1日から25年5月30日までの期間において勤務したことが確認できるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記載したメモ書き及び申立人の妻の供述から判断すると、申立期間において申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、適用事業所名簿等によれば、A社は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる上、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)においても、申立期間における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

また、申立人の妻は、A社における当時の事業主の名前を挙げ、A社は申立期間後にB社に譲渡されたと供述しているところ、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録によれば、当該事業主は既に死亡しており、当該事業主について、申立期間後にB社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できるものの、申立期間における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、B社に勤務していたとし、同社における厚生年金保険の被保険者記録が確認できる従業員は、「A社は個人経営で従業員も数人程度であったが、当時の社会保険の適用については分からない。その後、同社はB社に譲渡されたが、A社のことを知る者は既に亡くなっていると思う。」と供述して

いるほか、A社に係る法人登記の記録も確認できないため、当時の同僚等の連絡先が不明であり、申立人の申立期間における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 1 月 16 日から同年 7 月 1 日まで

私は、A社（現在は、B社）に昭和 49 年 1 月 16 日から現在までの期間において継続して勤務しており、私が所持している「平成 20 年度休暇・欠勤カード」の入社年月日欄にも昭和 49 年 1 月 16 日と記載されている。

A社は、同社の親会社であるC社（現在は、D社）の国内各地区でサービス業務に携わる複数の子会社を吸収合併して設立されたもので、会社名は変わっても業務内容、処遇等に何ら変更は無く、健康保険も継続してE健康保険組合に加入している。

申立期間の厚生年金保険料は給与から控除されていたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び申立人が所持しているA社の「平成 20 年度休暇・欠勤カード」から判断すると、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、適用事業所名簿により、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当することになったのは昭和 49 年 7 月 1 日であり、申立期間において厚生年金保険の適用事業所に該当していた記録は確認できない上、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿でも、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当することになった同年 7 月 1 日であることが確認できる。

また、申立人は、A社に直接採用された旨供述しているところ、前述の被保険者名簿により、申立人と同日に厚生年金保険被保険者の資格を取得したことが確認できる、申立期間当時に申立事業所で給与事務を担当していたとする

同僚は、「私は、昭和 49 年 4 月ごろに入社した後、総務において、2 か月から 3 か月の期間、給与計算事務を担当した。C 社から異動した従業員の保険料控除は担当していないので不明であるが、私が担当していた A 社に直接採用された従業員については、申立期間当時、厚生年金保険料を給与から控除していなかったと思う。私自身は、同年 6 月までの 3 か月間は試用期間であった。」と供述し、申立人と同日に厚生年金保険被保険者の資格を取得したことが確認できる別の同僚は「私は昭和 49 年 1 月ごろに入社して総務にいたが、3 か月間は試用期間だった。記憶は定かではないが、少なくとも試用期間中は、保険料は控除されていなかったと思う。」と供述していることから判断すると、当時、申立事業所では、直接採用した従業員について必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

さらに、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立人と同日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる同僚のうち、オンライン記録により同社グループにおいて初めて同被保険者資格を取得していることが確認でき、連絡の取れた同僚であって、同社において取得日以前から勤務していたとしている複数の同僚から、同社での申立期間に係る保険料控除についての具体的な供述は得られない上、同社の事業主に照会した結果、「申立人の申立期間の保険料控除については、当時の、給与台帳等の資料は保管しておらず、担当者も既に退職しており不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

加えて、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 10 月 1 日から 50 年 8 月 1 日まで

私は、昭和 49 年 5 月に A 社（現在は、B 社）に入社し、50 年 12 月 16 日までの期間において勤務した。

当該事業所における私の年金記録を確認したところ、標準報酬月額が、入社当初は 8 万 6,000 円であったのに、申立期間については 8 万円に下がっていることが分かった。

入社以来、給与が下がったことは一度も無いので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間における標準報酬月額については、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録とオンライン記録が一致している上、当該被保険者名簿において、申立人の標準報酬月額がさかのぼって引き下げられているなどの不自然な点は確認できない。

また、申立事業所では、「申立期間当時の標準報酬月額の定時決定に関する関係資料は保管しておらず、標準報酬月額が 1 等級下がっている理由ははっきりしないが、通勤費等の変動による影響も考えられ、事務処理に関しては適正に行っていたと思う。」と回答している。

さらに、前述の被保険者名簿において申立期間同時に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚について標準報酬月額を確認したところ、いずれも申立人とほぼ同様に推移していることが認められることから判断すると、申立人の標準報酬月額のみが特に不自然である事情はうかがえない。

加えて、申立人が、申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づ

く厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 2844 (事案 538、1359 の再々申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②、③及び④について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間①において厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和18年4月1日から20年8月15日まで
② 昭和21年4月1日から24年4月1日まで
③ 昭和24年8月3日から26年1月4日まで
④ 昭和26年5月12日から27年7月1日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、米軍A基地に勤務した期間のうち、申立期間②、③及び④に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いことが分かったことから、二度にわたり年金記録確認第三者委員会に記録の訂正を申し立てたが、当該期間について記録訂正が認められなかった。

占領軍がB県C町に進駐してきた昭和21年4月ごろに、進駐軍基地内の従業員募集に応募し、MP本部に採用され、基地内事務所の清掃等及び将校食堂内の業務に従事していたのは間違いなく、二度にわたる委員会からの通知には納得できないので、再度調査の上、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、今回、新たに申し立てている申立期間①については、年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、D軍事業所E分所に勤務していた当該期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いとの回答があった。

当時、当該事業所で一緒に勤務していた同僚の名前を記憶しており、普通工員として勤務していたことは間違いないので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 前回の申立期間②、③及び④に係る申立てについては、i) 申立期間②は、申立人が所属する進駐軍基地の従業員を雇用管理していたF管理事務所は、昭和24年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立人は、当該期間においては、申立事業所の従業員として厚生年金保険の被保険者であった事情はうかがえないこと、ii) 申立期間③及び④は、F管理事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では当該期間の被保険者記録は確認できない上、当該記録は労務者名簿とも一致していることなどとして、既に当委員会の決定に基づき平成20年12月19日付けで年金記録の訂正は必要とまでは言えないとする通知が行われている。

その後、申立人は、申立期間③及び④において申立事業所で同じ業務を行っていた同僚の名前及び連絡先等が新たに判明したことから、再度調査をしてほしいとして再申立てを行ったが、当該同僚に係る厚生年金保険の被保険者記録が見当たらない上、当該同僚自身は申立期間当時、学生であり、厚生年金保険の被保険者ではなかったことを認めていることなどから判断すると、申立人が当該期間において厚生年金保険の被保険者であったことを裏付ける新たな供述とは認め難く、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、平成21年9月16日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、前々回及び前回の申立内容と同様に、申立期間②、③及び④について、駐留軍基地内の従業員募集に応募し、基地内事務所の清掃等及び将校食堂内の業務に従事していたことに間違いのないとして、再々申立てを行っているが、申立人に確認しても、勤務したとの記憶のみで、当該期間に係る新たな供述及び関連資料は得られず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②、③及び④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間①については、終戦当時の履歴証明事務を所管するB県担当課が提出した申立人に係る「履歴証明書」から判断すると、申立人は、申立期間①のうち、昭和18年5月18日から20年8月15日までの期間に、D軍事業所E分所に工員として従事していることが確認できる。

しかしながら、D軍事業所E分所は、厚生年金保険の適用事業所に該当していないことが確認できる。

また、申立人は旧陸海軍等に係る官営の事業所などに勤務する労働者であったことから、当該期間は、厚生年金保険法附則第28条の2に定める旧令共済組合員期間に該当するところ、同法の規定において、旧令共済組合員期間が保険給付の対象として加算されるのは、厚生年金保険の被保険者

期間が1年以上である者である旨定められており、申立人は厚生年金保険の被保険者期間が1年未満のため、厚生年金保険法による特例老齢年金の被保険者期間の合算対象となる者には該当せず、当該期間は厚生年金保険の被保険者期間にはならない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①において厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 9 月 1 日から 44 年 12 月 16 日まで
年金事務所の記録では、申立期間について厚生年金保険の脱退手当金を受給したとされているが、当時は脱退手当金という言葉も知らず、受給した記憶が無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人に脱退手当金を支給したことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 1 か月後の昭和 45 年 1 月 23 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 10 月ごろから 46 年 5 月ごろまで

申立期間については、A社から派遣され、Bデパートの1階で販売業務に従事していた。昭和45年10月ごろ、主任と呼ばれていた者、前職はCデパートに勤務していたとする者及び専門技術者の資格を持っていたとする者と私の4人で3日間D地方に販売業務の研修に行ったことがある。

A社に勤務していたことは確かであり、厚生年金保険にも加入していたはずであるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の供述及びA社の回答により、期間の特定はできないものの、申立人が同事業所の販売業務に従事していた可能性はうかがえる。

しかしながら、申立人は、一緒にD地方に研修に行ったとする同僚の名前を憶えておらず、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者は、申立人について記憶していない上、A社は、「申立人が当社に正社員として在籍した記録は無く、申立人は当社の臨時の従業員であったと思われる。当社が申立人を直接雇用していたか否かも不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、A社及び申立人が同社から派遣されたとするE社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿のいずれにおいても申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものと考える上、申立期間における申立人の

雇用保険の被保険者記録も確認できない。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 5 月 22 日から 32 年 5 月まで
② 昭和 32 年 7 月から 33 年 8 月まで
③ 昭和 34 年 3 月から同年 6 月まで

申立期間①についてはA社、申立期間②についてはB社、及び申立期間③についてはC社にそれぞれ勤務しており、厚生年金保険に加入していたはずなのに、申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、A社に勤務していたと申し立てているところ、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の昭和 31 年 4 月 21 日から同年 5 月 21 日までの期間の厚生年金保険の被保険者記録が確認できるが、当該期間の前後において、申立人の名前は確認できない。

また、申立人が名前を挙げた同僚の一人は、「申立人について憶^{おぼ}えていない。」と供述しており、前述の被保険者名簿で申立期間①当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚は、いずれも申立人に係る記憶が無いと供述していることなどから、申立人が申立期間①において申立事業所に勤務していたことを確認することができない。

さらに、適用事業所名簿によると、A社は、昭和 46 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、事業を承継しているD社は、同社が設立された 42 年 7 月 11 日から勤務している者以外の者の資料は保管していないと回答していることから、申立人の申立期間①における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について確

認できる関連資料等を得ることができない。

- 2 申立期間②について、申立人はB社に勤務していたと申し立てているが、別の事業所における健康保険厚生年金保険被保険者名簿により申立人の厚生年金保険の被保険者記録が申立期間②の直前である昭和 32 年 5 月 20 日から同年 7 月 7 日までの期間に確認できるところ、申立人は当該事業所に勤務する前にB社に勤務したと供述しているものの、申立事業所での勤務期間を記憶していないことから、申立事業所での勤務期間の特定ができない。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間②当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚のうち一人が、申立事業所に申立人と同じ姓の者がいたと供述しているが、姓のみの記憶で名が不明のため特定できず、申立人は同僚の名前を記憶していないことから、申立人が申立期間②において申立事業所に勤務していたことを確認することができない。

さらに、上記複数の同僚のうち別の一人が、「期間ははっきりしないが、B社に勤務した期間のうち、厚生年金保険の被保険者となっていない期間がある。」と供述していることから判断すると、当時、申立事業所では、従業員について、必ずしも勤務期間のすべてについて厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

加えて、前述の被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、申立期間②における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、適用事業所名簿によれば、B社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も死亡していることから、申立人の申立期間②における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

- 3 申立期間③について、申立人はC社に勤務していたと申し立てているところ、適用事業所名簿において、C社が厚生年金保険の適用事業所に該当することとなったのは、昭和 43 年 3 月 1 日であることが確認できることから、申立期間③については、申立事業所は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立事業所が厚生年金保険の適用事業所となった当時の役員の一人名は、「C社は、昭和 43 年 3 月 1 日より前に厚生年金保険の適用事業所となったことは無く、給与からの厚生年金保険料の控除も行っていなかった。」と供述している。

4 申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 12 年 4 月 1 日から 15 年 11 月 1 日まで
② 平成 16 年 12 月 1 日から 19 年 1 月 30 日まで

A社に勤務していた申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に支給されていた給与額に見合う標準報酬月額より低い金額で記録されている。申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、両申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

A社が保管する申立人に係る平成 18 年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳及び年金事務所が保管する申立人の両申立期間に係る厚生年金保険標準報酬月額調査確認票により、申立期間①、並びに申立期間②のうち平成 16 年 12 月及び 17 年 2 月から 18 年 7 月までの期間について、当該期間に係る給与の総支給額は、申立人に係るオンライン記録の標準報酬月額を上回ることが確認できるものの、上記の所得税源泉徴収簿兼賃金台帳及び厚生年金保険標準報酬月額調査確認票に記載された厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額は、いずれにおいてもオンライン記録の標準報酬月額と同額又は下回る額となっていることが確認できる。

また、申立期間②のうち、平成 17 年 1 月は、厚生年金保険標準報酬月額調

査確認票、18年8月は前述の所得税源泉徴収簿兼賃金台帳により、当該期間に係る給与の総支給額が、申立人に係るオンライン記録の標準報酬月額を下回っていることが確認でき、同年9月から同年12月までの期間においては、前述の所得税源泉徴収簿兼賃金台帳により、申立人に給与が支給されておらず厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

さらに、A社は、「両申立期間に係る申立人の標準報酬月額について、実際に支給した報酬月額より低い報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出て、当該報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除していたと思われる。申立人について、平成18年8月から19年1月までの期間は、病気による欠勤期間であった。」と回答しているところ、平成18年9月の定時決定に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届において、前述の所得税源泉徴収簿兼賃金台帳における給与総支給額より低い金額の報酬月額が届けられていることが確認できるとともに、前述の所得税源泉徴収簿兼賃金台帳において、当該報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されており、当該標準報酬月額はオンライン記録における標準報酬月額と一致していることが確認できる。

加えて、申立人が、両申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 9 月 1 日から 20 年 2 月 1 日まで

A社に勤務していた申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に支給されていた給与額に見合う標準報酬月額より低い金額で記録されている。申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

A社が保管する申立人に係る平成 18 年分、19 年分及び 20 年分の所得税源泉徴収簿兼賃金台帳及び年金事務所が保管する申立人の申立期間に係る厚生年金保険標準報酬月額調査確認票により、申立期間のうち、9 年 11 月及び同年 12 月、10 年 2 月、並びに 11 年 1 月及び同年 2 月を除く期間について、給与の総支給額は、申立人に係るオンライン記録の標準報酬月額を上回ることが確認できるものの、申立期間すべてについて、上記の所得税源泉徴収簿兼賃金台帳及び厚生年金保険標準報酬月額調査確認票に記載された厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録の標準報酬月額と同額又は下回る額となっていることが確認できる。

また、A社は、「申立期間に係る申立人の標準報酬月額について、実際に支給した報酬月額より低い報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出て、当

該報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除していたと思われる。」と回答しているところ、平成18年9月及び19年9月の定時決定に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届において、前述の所得税源泉徴収簿兼賃金台帳における給与総支給額より低い金額の報酬月額が届けられていることが確認できるとともに、前述の所得税源泉徴収簿兼賃金台帳において、当該報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されており、当該標準報酬額はオンライン記録における標準報酬月額と一致していることが確認できる。

さらに、申立人が、申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 2 月 1 日から 18 年 1 月 1 日まで

A社に勤務していた申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に支給されていた給与額に見合う標準報酬月額より低い金額で記録されている。申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人が所持するA社における平成 15 年 1 月から同年 4 月までの期間、同年 11 月及び同年 12 月の給料支払明細書、13 年分給与所得の源泉徴収票並びに年金事務所が保管する申立人の申立期間に係る厚生年金保険標準報酬月額調査確認票により、申立期間における給与の総支給額は、申立人に係るオンライン記録の標準報酬月額を上回ることが確認できるものの、同給料支払明細書において確認できる厚生年金保険料の額は、いずれもオンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料と一致する上、上記の厚生年金保険標準報酬月額調査確認票に記載された厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録の標準報酬月額と同額又は下回る額となっていることが確認できる。

また、A社は、「申立期間に係る申立人の標準報酬月額について、実際に

支給した報酬月額より低い報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出て、当該報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除していたと思われる。」と回答している。

さらに、申立人が、申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 3 月 1 日から 18 年 1 月 1 日まで

A社に勤務していた申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に支給されていた給与額に見合う標準報酬月額より低い金額で記録されている。申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人が所持する、平成 16 年 9 月から 17 年 8 月までの期間に係るA社から支給されたと推認される給与額について記載された預金通帳の振込額、及び年金事務所が保管する申立人の申立期間に係る厚生年金保険標準報酬月額調査確認票により、申立期間における給与の総支給額は、申立人に係るオンライン記録の標準報酬月額を上回ることが確認できるものの、上記預金通帳に振り込まれた給与支給額から検証した厚生年金保険料の控除額、及び上記の厚生年金保険標準報酬月額調査確認票に記載された厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録の標準報酬月額と同額又は下回る額となっていることが確認できる。

また、A社は、「申立期間に係る申立人の標準報酬月額について、実際に支給した報酬月額より低い報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出て、当

該報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除していたと思われる。」と回答している。

さらに、申立人が、申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 6 月 1 日から 20 年 2 月 1 日まで

A社に勤務していた申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に支給されていた給与額に見合う標準報酬月額より低い金額で記録されている。申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人が所持するA社における平成 14 年 1 月、15 年 1 月、18 年 1 月及び 20 年 1 月の給料支払明細書、4 年分、9 年分、10 年分及び 19 年分の給与所得に係る源泉徴収票、申立事業所が保管する 18 年分、19 年分及び 20 年分の所得税源泉徴収簿兼賃金台帳、並びに 6 年 1 月から 19 年 3 月までの期間に係る厚生年金保険標準報酬月額調査確認票により、申立期間における給与の総支給額は、3 年 6 月 1 日から 4 年 1 月 1 日までの期間、5 年 1 月 1 日から 6 年 1 月 1 日までの期間及び 17 年 12 月を除いて、申立人に係るオンライン記録の標準報酬月額を上回ることが確認又は推認できるものの、上記の給料支払明細書及び所得税源泉徴収簿兼賃金台帳において確認できる厚生年金保険料の額は、いずれもオンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料と一致する上、同給与所得の源泉徴収票においても、申立人が申立期間において、事業主によ

りその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されたことを推認することはできず、上記の厚生年金保険標準報酬月額調査確認票に記載された厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録の標準報酬月額と同額又は下回る額となっていることが確認できる。

また、申立期間のうち、平成3年6月1日から4年1月1日までの期間及び5年1月1日から6年1月1日までの期間については給料支払明細書、所得税源泉徴収簿兼賃金台帳、厚生年金保険標準報酬月額調査確認票等が無く、申立人が主張する支給された給与額に見合う厚生年金保険料が控除されていたことが確認できず、17年12月については、厚生年金保険標準報酬月額調査確認票により確認できる給与の総支給額は、申立人に係るオンライン記録の標準報酬月額を下回っているものの、厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額となっていることが確認できる。

さらに、A社は、「申立期間に係る申立人の標準報酬月額について、実際に支給した報酬月額より低い報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出て、当該報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除していたと思われる。」と回答している上、平成18年9月及び19年9月の定時決定の際の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届において、前述の所得税源泉徴収簿兼賃金台帳における給与総支給額より低い金額の報酬月額が届けられていることが確認できるとともに、前述の所得税源泉徴収簿兼賃金台帳において、当該報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されており、当該標準報酬月額はオンライン記録における標準報酬月額と一致していることが確認できる。

加えて、申立人が、申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 30 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 6 月 9 日から 62 年 3 月 27 日まで

② 平成 9 年 6 月 27 日から同年 8 月 5 日まで

年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録について照会したところ、申立期間の被保険者記録が無い旨の回答を得た。

申立期間①については、A市立B中学校に、及び申立期間②については、同市立C中学校に、臨時的任用職員の講師として勤務した。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 D県教育庁E事務所が保管する申立人に係る「履歴書」及び「発令伺」の記録から判断すると、申立人が両申立期間においてA市立B中学校及び同市立C中学校にそれぞれ臨時的任用職員の講師として勤務していたことが確認できる。

しかしながら、適用事業所名簿によれば、D県教育庁E事務所が厚生年金保険の適用事業所に該当することとなったのは、昭和 62 年 4 月 1 日であり、申立期間①は、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、D県が定めた「臨時的任用職員等の社会保険制度適用実施要綱」では、D県教育庁の所管に属する学校その他の教育機関に勤務する臨時的任用職員、期限付任用職員及び非常勤職員については、昭和 63 年 4 月 1 日から厚生年金保険及び健康保険に加入することとされているところ、オンライン記録において、申立人が記憶する申立人と同一職種の臨時的任用職員として勤務していたとする二人は、同年 4 月 12 日及び同年 4 月 14 日に申立事業所において初めて厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認でき

る。

- 2 申立期間②については、D県教育庁E事務所は、「『臨時的任用職員等の社会保険制度適用実施要綱』に基づいて、昭和63年4月1日以降の期間について臨時的任用職員等に係る厚生年金保険の加入手続を行っている。当該実施要綱において、社会保険適用対象者は、任用期間が2か月を超えて任用される見込みがある臨時的任用職員等であることが定められているところ、申立人は、申立期間②について2か月未満の任用発令であったことから、厚生年金保険の適用対象者ではなく、厚生年金保険被保険者資格の取得手続及び厚生年金保険料の控除を行っていない。」と回答しており、申立人に係る前述の「履歴書」には、2か月未満の任用期間であったことが記載されていることが確認できる。

また、D県教育庁E事務所に係るオンライン記録では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、申立期間②を含む平成9年5月1日から同年9月1日までの期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

- 3 申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年4月1日から45年4月1日まで
② 昭和45年4月1日から47年3月21日まで
③ 昭和49年1月26日から同年9月21日までの期間のうち7か月間

申立期間①については、高等学校の夜間部に通学していた期間であり、A社B事業所（現在は、C社D工場）内の請負事業所である「E」社で勤務していた。

申立期間②については、「F」店、申立期間③については、G社にそれぞれ勤務していた。

申立期間において、各事業所で勤務しており、厚生年金保険の被保険者記録が確認できないことに納得できないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、A社B事業所内の請負事業所である「E」社で勤務していた旨の供述をしているところ、適用事業所名簿によれば、「E」社は厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

また、申立人が記憶している勤務地において、申立期間①において厚生年金保険の適用事業所として確認できる「E」社に類似する事業所は、H社のみであるところ、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、申立人に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、申立期間①における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、H社は、平成10年6月2日に厚生年金保険の適用事業所に該当

しなくなり、商業登記簿も既に閉鎖されており、当時の事業主は死亡している上、前述のH社に係る被保険者名簿により、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の者に照会しても、いずれも申立人を記憶していないと供述している。

加えて、前述の複数の者の供述から、H社とA社B事業所との関連もうかがうことはできない上、雇用保険の被保険者記録においても、申立人の申立期間①に係る被保険者記録が確認できないため、申立人が勤務したとする事業所名を特定することができず、申立人の申立期間①における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について確認できる供述及び関連資料を得ることができない。

なお、A社B事業所については、申立人は、申立期間①は高等学校の夜間部に通学していた期間であると供述しているが、当該事業所に係る被保険者名簿により、申立期間①当時、毎年4月1日に多数の者が厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できるところ、昭和43年4月1日に被保険者資格を取得している者は、生年月日などから判断すると、昭和42年度に高等学校を卒業した者であることがうかがわれる上、43年4月1日以外に被保険者資格を取得している者についても、資格取得時に18歳以上であることが確認できる。

また、C社D工場は、「当社は申立期間①に係る関連資料を保存していない。」と回答している上、当該事業所に係る被保険者名簿により、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の者は、「申立人についての記憶は無い。さらに、A社B事業所に正社員として採用されたのは、原則として高等学校卒業の新規採用者であり、正社員は入社と同時に厚生年金保険に加入していたと思うが、正社員のほかに、請負業者等の従業員も多数出入りしており、これらの請負業者等の従業員を当該事業所が厚生年金保険に加入させることはなかったと思う。」と供述しており、他の複数の者も、いずれも申立人を記憶していないと供述していることから、申立人の申立期間①におけるA社B事業所での勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

2 申立期間②については、申立人は当該期間に勤務した事業所名を「F」店と供述しているが、適用事業所名簿によれば、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

また、当該事業所の名称に類似の事業所として、I社が申立期間②において厚生年金保険の適用事業所であることが確認できるものの、当該事業所に係る被保険者名簿によりI社はF店と業種が異なっていることが確認できるとともに、申立人に係る厚生年金保険の記録は確認できず、申立期間②における健康保険の整理番号に欠番も無い。

さらに、雇用保険の被保険者記録においても、申立人の申立期間②に係る被保険者記録は確認できない上、申立人は、同僚の名前を記憶しておらず、申立人の申立期間②における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について確認できる供述及び関連資料を得ることができない。

- 3 申立期間③については、申立人は、「G社に勤務した当初は、正社員とは異なる勤務形態だったかもしれない。」と供述しているところ、G社に係る被保険者名簿により、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者は、「G社に入社した当初はアルバイト採用の期間があり、その後正社員に採用されたときに厚生年金保険に加入したと思う。申立人は正社員に採用される前に退社したように記憶している。」と供述している。

また、前述の被保険者名簿において、申立人に係る被保険者記録は確認できず、申立期間③における整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い上、雇用保険の被保険者記録においても申立期間③において申立人の当該事業所に係る被保険者記録は確認できない。

さらに、G社は、「申立期間③に係る人事記録等の関連資料を保存していない。」と回答している上、前述の被保険者名簿により、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の者に照会しても、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除等について供述を得ることができないことから、申立人の申立期間③における厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

- 4 申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 8 月 1 日から 40 年 8 月 1 日まで

A社（代表者は、B）に勤務していた申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。途中で、同社はC市D区に移転し、会社名をE社に変更したが、継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、A社（代表者は、B）に勤務したと主張しているが、申立人が記憶する同僚は、「B氏は個人で工場を経営しており法人化していなかった。」と供述している上、適用事業所名簿において、当該事業所に該当する厚生年金保険の適用事業所は確認できず、商業登記簿にも見当たらないところ、適用事業所名簿には、F工場（代表者は、B）が、昭和 38 年 11 月 1 日から 40 年 6 月 1 日までの期間に厚生年金保険の適用事業所に該当しており、申立人が記憶する複数の同僚も、F工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において厚生年金保険の被保険者記録が確認できることから判断すると、申立人が勤務していたとする事業所は、F工場であることがうかがえる。

また、申立人のF工場での勤務内容に係る具体的な供述及び同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間においてF工場に勤務していたことは推認できる上、雇用保険の被保険者記録において、申立期間のうち昭和 40 年 3 月 26 日から同年 8 月 1 日までの期間については、E社で勤務していたことが確認できる。

しかしながら、適用事業所名簿において、F工場が厚生年金保険の適用事業所に該当することになったのは、昭和 38 年 11 月 1 日であり、申立期間のう

ち同年8月1日から同年10月31日までの期間は、厚生年金保険の適用事業所に該当していないところ、F工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、同工場が厚生年金保険の適用事業所となる以前から勤務していたと供述している者は、同年11月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得しており、同年8月1日から同年10月31日までの期間については厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

また、F工場が厚生年金保険の適用事業所に該当していた昭和38年11月1日から40年6月1日までの期間において、F工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人及び申立人が名前を記憶する同僚のうち複数の者に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できないことから判断すると、当時、F工場では、すべての従業員を必ずしも厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

さらに、前述の被保険者名簿において、当該期間における健康保険の整理番号には欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものは考え難い。

加えて、適用事業所名簿において、E社が厚生年金保険の適用事業所に該当することになったのは、昭和40年8月1日であり、雇用保険の被保険者記録において、申立人がE社で勤務していたことが確認できる同年3月26日から同年7月31日までの期間は、厚生年金保険の適用事業所に該当していないことが確認できるところ、E社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により同年8月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得したことが確認できる同僚（F工場から引き続き勤務していると供述する9人の同僚を含む。）の36人全員は、オンライン記録により、申立期間のうち、F工場が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった同年6月1日からE社が厚生年金保険の適用事業所に該当する直前の同年7月31日までの期間について厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

また、F工場及びE社は、現在事業を廃止しており、当時の関連資料は残っておらず、事業主に連絡も取れないことから、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び供述を得ることができない上、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 10 月 1 日から 58 年 10 月 1 日まで
② 昭和 58 年 10 月 1 日から同年 11 月 20 日まで

前事業所の給与支給額が低かったため、A社へ転職し、申立期間①当時の給与支給額が約 17 万 5,000 円だった。その後、一度昇給があり、申立期間②当時の給与支給額は約 18 万 3,000 円になった。給与支給額が上がるから転職したにもかかわらず、転職前と後の標準報酬月額が同じであるのは納得できないので、申立期間における標準報酬月額を実際の給与支給額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、A社において社会保険事務を担当していたとする申立人の元上司は、「当時の社長は、すべての従業員について実際に支給されていた給与の支給総額に見合う標準報酬月額よりも必ず2等級から3等級低い金額で標準報酬月額を決めており、私は社長が決定した標準報酬月額どおりの額を社会保険事務所（当時）に届け出していた。また、厚生年金保険と健康保険の保険料の控除については、社長が決定した標準報酬月額に、当時の本人負担分の保険料率を乗じた金額を給与から控除していたので、社会保険事務所に届け出た標準報酬月額に基づく保険料を本人の給与から控除していた。」と供述しているところ、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）及びオンライン記録における標準報酬月額は、申立人が主張する給与支給額に見合う標準報酬月額よりも3等級低い標準報酬月額となっていることが確認できる。

また、被保険者名簿によると、申立期間における申立人の標準報酬月額がさかのぼって記録の訂正が行われたなどの不自然な形跡は認められない。

さらに、オンライン記録によれば、A社は平成15年5月19日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の賃金台帳等の関連資料は残されておらず、申立人が名前を挙げた同僚に照会しても、当時の給与明細書等の関連資料は所持しておらず、当時の給与支給額及び保険料控除額について、申立内容を確認できる具体的な供述は得られない。

加えて、申立人が、申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 27 年 2 月から 29 年 4 月まで
(A社)
② 昭和 30 年 5 月から 32 年 3 月まで
(B社)

私の夫が保管していた「じん肺健康診断結果証明書」の「粉じん作業職歴」欄には、申立期間①においてはA社に、また、申立期間②においてはB社に勤務していたとの記載があるにもかかわらず、年金事務所からは、両申立期間中には、厚生年金保険の被保険者期間は無いと回答であった。

しかし、「じん肺健康診断結果証明書」により、申立期間中に両事業所に勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の妻は、申立人に係る「じん肺健康診断結果証明書」の「粉じん作業職歴」の記載内容から、申立人がA社に勤務していた旨申し立てているが、C労働基準監督署及びD病院（「じん肺健康診断結果証明書」において確認できる、同証明を当時行ったとされる医師が所属した病院）の各担当者は、同証明書の「粉じん作業職歴」は、粉じん作業従事者本人が記載したものであり、行政機関が証明したものではない旨説明している

また、前述の証明書の「粉じん作業職歴」において、申立期間①に係るA社における勤務期間として昭和 27 年 2 月から 29 年 9 月までの期間及び

申立期間②に係るB社における勤務期間として29年10月から32年3月までの期間が記載されているところ、両勤務期間は、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）においても記録が確認できる、E事業所に係る厚生年金保険の被保険者期間（昭和29年4月25日から30年4月1日までの期間）とそれぞれ一部重複するなど、当該証明書の記載内容と厚生年金保険の被保険者記録は符合していないことなどから判断すると、当該証明書を根拠としてA社における勤務実態を推認することは困難である。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間①において、申立人に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものと考える。これは考え難い。

加えて、適用事業所名簿によれば、A社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当時の事業主及び事務担当者は特定できず、前述の被保険者名簿により、申立期間①当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚二人は、「申立人についての記憶は無い。申立期間①当時の厚生年金保険の加入状況については分からない。」と供述しており、申立人の申立期間①における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

なお、前述の旧台帳において、申立人が昭和29年4月25日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できるE事業所については、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に「E事業所F出張所」との記載があること、及び同被保険者名簿により厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚一人の供述から判断すると、同事業所は、A社の下請会社であったと推認されるが、同被保険者名簿では、申立期間①において、申立人に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、当時の事業主及び事務担当者は特定できず、前述の同僚一人を含む同僚4人は、「申立人に係る記憶は無く、当時の厚生年金保険の加入状況に関する情報については分からない。」と供述しており、申立人の申立期間①における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

2 申立期間②について、申立人の妻は、申立人に係る前述の証明書の「粉じん作業職歴」の記載内容から、申立人がB社に勤務していた旨申し立てているが、前述1のとおり、当該証明書の記載内容と厚生年金保険の被保険者記録は符合しないことなどから判断すると、当該証明書を根拠として同社における勤務実態を推認することは困難である。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間②

において、申立人に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、適用事業所名簿によれば、B社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当時の事業主及び事務担当者は特定できず、前述の被保険者名簿により、申立期間②当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚6人から聴取しても、申立人を記憶していると供述する同僚はおらず、「『組』とって、個人で作業員を集めて、下請けで勤務している人達が、現場作業員の中にはいた。」との供述があるなど、申立人の申立期間②における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

- 3 申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 5 月ごろから 45 年 7 月 1 日まで

昭和 42 年 5 月ごろに、私の父の紹介でA社に入社し、50 年 7 月に退職するまでの期間において勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が確認できなかったため、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録により、申立人が、申立期間のうち、昭和 44 年 6 月 1 日から 45 年 7 月 1 日までの期間においてA社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、申立期間のうち、昭和 42 年 5 月ごろから 44 年 5 月 31 日までの期間については、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚の供述、及び改製原戸籍の附票において、申立人は、同年 4 月 8 日に、B 県 C 町から同社の所在地である D 県 E 市 F 区に転居した旨記録されていることなどから判断すると、申立人の当該期間における勤務実態を推認することができない。

また、前述の被保険者名簿では、申立人について、昭和 45 年 7 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、50 年 7 月 29 日に同資格を喪失した後、51 年 12 月 1 日に同資格を再度取得し、56 年 3 月 1 日に同資格を喪失している旨記録されており、申立期間において、厚生年金保険の被保険者記録は確認できないところ、当該記録は、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿及びA社が独自に作成している厚生年金保険の被保険者記録と一致する。

さらに、前述の被保険者名簿において、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚 13 人について、雇用保険の被保険者記録を確認

したところ、当該同僚のうち、8人については、厚生年金保険被保険者資格の取得日が雇用保険被保険者資格の取得日と一致しているものの、二人については、雇用保険の被保険者記録が確認できず、残る3人については、申立人と同様に、厚生年金保険被保険者資格の取得日が雇用保険被保険者資格の取得日と一致していないことから判断すると、事業主は、当時、従業員について、必ずしも雇用保険の加入と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがわれる。

加えて、A社は、「申立期間当時の事情については、当社が独自に作成している厚生年金保険の被保険者記録以外の資料は保管されていないため、詳細は不明である。」と回答している上、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 2 月 1 日から 61 年 10 月 1 日まで
年金事務所の記録によれば、A社の申立期間における標準報酬月額は、15万円となっているが、同社における報酬月額は30万円であったので、申立期間における標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票では、厚生年金保険被保険者資格の取得時である昭和60年2月1日及び標準報酬月額の算定が行われた同年10月1日において、標準報酬月額が15万円と記録されており、当該標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額と一致していることが確認できるところ、前述の被保険者原票から、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚二人が記憶するそれぞれの報酬月額に見合う標準報酬月額は、当該被保険者原票及びオンライン記録で確認できる標準報酬月額とほぼ符合していることが確認できる。

また、前述の被保険者原票及びオンライン記録において、申立人及び同僚の標準報酬月額がさかのぼって減額訂正されるなど、不自然な形跡は確認できない。

さらに、法人登記の記録では、申立期間において、申立人はA社の代表取締役である旨確認できるところ、オンライン記録の事業所記録照会回答票（基本記録）においても、申立人が事業主であると記録されている上、申立人も、自身が事業主として社会保険関係手続の一切を担当していた旨供述している。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）第1条第1項ただし書きでは、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを

知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

これらのことから、仮に、申立人が、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることができたとしても、申立人は、上記のとおり、特例法第1条第1項ただし書きに規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、申立期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 17 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 2 月 28 日から 44 年 2 月 1 日まで

② 昭和 44 年 2 月 22 日から同年 7 月 16 日まで

③ 昭和 44 年 12 月 26 日から 47 年 3 月 3 日まで

A社（現在は、B社）が所有するC丸（船舶名称の変更後は、D号）に船長として乗り組んでいた期間のうち、申立期間に係る船員保険の被保険者記録が確認できない。

船員手帳を所持しており、同社で勤務していたことは事実であるので、申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する船員手帳の記録及びA社に係る船員保険被保険者名簿に船員保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚の供述から判断すると、申立人がすべての申立期間においてA社が所有するC丸に乗り組んでいたことは推認できる。

しかしながら、当時、A社において陸上で勤務していたとする同僚は、「C丸は、日本船籍のままD号と船舶名称を変更して、操業していた。D号はE国で魚類を獲っていたが、D号に乗り組んでいた船員の賃金はA社からではなく、現地に設立した合弁企業から支払われていた。D号に乗り組んでいた船員は、E国に向けて出港したときに船員保険被保険者の資格を喪失させ、船舶の整備等で日本国に帰国したときに船員保険に加入させていたと思う。」、D号に航海士として乗り組んでいたとする同僚は、「D号に乗り組み、船長であった申立人の下でE国において、4か月の間、漁業に従事した。私の所持する船員手帳には、雇入れは昭和44年2月16日、雇止めは同年7月8日となっているが、この期間に係る船員保険の被保険者記録は無い。D号は、トロール漁業の母船

として、冷凍加工を行う船舶だった。後で日本船籍から外国船籍に変わったと聞いている。E国では、A社とは別の会社の人が私たち船員の世話をしてくれていた。」、申立人が乗り組んでいたD号とは別の船舶の船長としてE国で漁業に従事していたとする同僚は、「当時、F号の船長として、日本船籍から外国船籍に変えてG社の所属船舶としてH国、E国で漁業に従事していた。G社は、A社が49%、残りの51%をG社が出資して設立された合弁会社で、E国にあった。E国のI湾で捕獲された魚類をF号とD号が冷凍加工し、G社が日本国に輸出していた。収益金はG社に入り、船員の人件費を含めたコストはG社が負担していた。C丸はD号と船舶の名称だけを変更し、日本船籍のままG社と裸傭船契約を締結していた。D号に乗り組んでいた船員は、雇用主がG社であるので、E国では船員保険の継続加入ができなかったはずである。」とそれぞれ供述しているところ、前述の被保険者名簿において、E国で漁業に従事していたとする当該複数の同僚について、それぞれがE国で漁業に従事していたとする期間に係る船員保険の被保険者記録が確認できない。

加えて、陸上で勤務していたとする前記の同僚は、「D号に乗り組んでいた船員の賃金はA社からではなく、現地に設立した合弁企業から支払われていた。」と供述しているところ、昭和54年3月9日付けの社会保険庁通達において、日本人たる船員であっても本邦に住所を有さない船舶所有者（雇用主）に雇用されている場合には、乗り組む船舶の国籍にかかわらず船員保険が適用されないこととなる旨定められており、国の所管局は、船員法上の「雇用主」とは、船員を雇っている者であり、賃金を支払っている者のことである旨回答している。

また、J組合は、「船員保険は、船員法第1条の規定に該当する船舶、日本国の船籍に乗り組む船員に適用されるものである。当時、海外に合弁会社を設立する会社が多くなり、E国に合弁会社を設立しようとする会社は、船舶を日本から持って行ってE船籍にすることが多かった。E船籍にしていれば、その船舶に日本人の船員が乗り組んでいても、当該船員については、船員保険法の適用除外となる。日本船籍の船舶をE国に持っていくまでの期間については日本国の法律が適用されるが、E国に着けば船員保険の加入は継続されない。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、すべての申立期間において申立事業所に雇用されておらず、船員保険法が船員保険の被保険者と規定する船員に該当していなかったと推認される。

さらに、前述の被保険者名簿によれば、申立人は、申立期間①直前である昭和43年1月1日に船員保険被保険者の資格を取得し、同年2月28日に同資格を喪失していること、申立期間②直前である44年2月1日に同資格を再度取得し、同年2月22日に同資格を再度喪失していること、及び申立期間③の終期から8か月後の47年11月1日に同資格を再々度取得し、同年12月9日

に同資格を再々度喪失していることが確認でき、当該記録はオンライン記録と一致している上、当該期間以外の期間において、申立人に係る船員保険の被保険者記録は確認できない。

加えて、B社では、「申立人に係る関連資料等は保存しておらず、申立内容を確認できない。」と回答している上、前述の船員保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚からも、申立人の申立期間における船員保険料の控除について供述を得ることができないことから、申立人の申立期間における船員保険の加入状況及び船員保険料の控除等について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

また、申立人が申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。